

お知らせ

農業委員会委員 選挙人名簿を作成します

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さまの申請に基づいて毎年1月1日現在で新しく作り直されます。

申請書を12月下旬に郵送します。記入後、同封してある返信用封筒で郵便切手を貼らずに提出してください。

提出期限 1月10日(火) 必着
問い合わせ先
役場農業委員会事務局
☎ 286・3111
内線 244

戦後強制抑留者に対する 特別給付金の支給

対象者 旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する
ご存命の人

※特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた人の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた人のご遺族等は、

対象となっていないかもしれません。

請求受付期限

平成24年3月31日
※請求書をお持ちでない人は、当基金までお電話ください。
※すでに特別給付金を支給された人は、再度の請求はできません。

問い合わせ先 独立行政法人
平和祈念事業特別基金事業部 特別給付金認定担当
☎ 0570・059・204
(ナビダイヤル)

特別障害者手当を支給します

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に対し手当を支給します(所得による支給制限があります)。

ただし、身体障害者福祉法等に定める施設に入所している人、病院または診療所に3か月を超えて入院している人には支給されません。

※申請方法など、詳しくはお尋ねください。

問い合わせ先

役場健康福祉課 福祉係
☎ 286・3111
内線 132

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

平成18年6月に法律が施行され、毎年12月10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

政府認定拉致被害者である本県出身の松木薫さんや多くの被害者・家族の方々の苦しみは今も続いています。

本県では、県民の皆様がこの問題についての関心と認識を深めていただくため、同週間を中心に写真パネル展や講演会などさまざまな啓発事業を行う予定です。

問い合わせ先 県国際課
☎ 333・2159

証明書のコンビニ交付を 一時停止します

メンテナンス作業のため、コンビニエンスストアでの証明書交付を一時停止します。

停止日

12月17日(土)

※作業予備日12月18日(日)

12月26日(月)
作業が終わり次第、利用できようになります。なお、役場玄関横の証明書自動交付

平成24年度 町営体育施設の 利用予約を受け付けます

町嘱託区、各種スポーツ団体、企業などで、平成24年度に町営体育施設(体育館・グラウンドなど)を利用してスポーツ大会やイベントの開催予定がある場合は予約を受け付けます。

対象期間 平成24年4月1日から
平成25年3月31日までの1年間

※月曜日は休館日(月曜日が祝日の場合は翌日)
※12月28日～1月4日は除く

受付開始日 町内の団体…平成24年1月6日(金)
町外の団体…平成24年1月20日(金)

受付時間 午前8時30分～午後5時

申込要領 町総合体育館窓口で印かんを持参のうえ、申し込んでください。

問い合わせ先 町総合体育館 ☎ 289-2433

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。加入できる事業主は、建設業を営む人で、対象となる労働者は、建設業の現場で

働く人です。

問い合わせ先

役場住民生活課 住民係
☎ 286・3111
内線 111・1113

特徴 掛け金 月額310円

①国の制度なので安全、確実に申し込み手続きは簡単。
②経営事項審査で加点評価の対象となります。

③掛け金の一部を国が助成。
④掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人

では必要経費として扱われ、税法上全額非課税。
⑤事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算。

問い合わせ先

建設業退職金共済事業本部 事業推進室
☎ 03・5400・4316